

随意契約（相手方指定）調書

件名	物価高対応子育て応援手当給付事業に伴う給付対応システム導入等業務委託	No.5200885
工（納）期	令和 8年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 1月15日	
契約金額	7,920,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社アイネス 営業本部 (法人番号：2020001030067)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	物価高対応子育て応援手当給付事業に伴う給付対応システム導入等業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社アイネス 営業本部 代表者 本部長 渡邊 聖志 所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
特命理由	<p>本件は、児童手当受給世帯を対象とした「物価高対応子育て応援手当」を支給するため、給付業務が支障なく行えるよう、既存の児童手当システム内にサブシステムを導入する業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 物価高対応子育て応援手当は、国の令和7年度補正予算に基づく給付事業であり、児童手当の受給情報を活用し、令和7年9月を基準として受給者へ給付する事業である。</p> <p>緊急の経済対策であるため、区の児童手当システム内にサブシステムを導入し、対象者管理や金融機関向けデータ出力は既存機能を活用することにより、速やかに給付する必要がある。</p> <p>② 本件は、児童手当システムの機能を活用してサブシステムを導入するため、当該システムに係る著作権は上記業者が保有していることから、他社による実施は不可能である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)